平成２４年（フ）第２０９３号
福岡市中央区薬院１丁目６番20号
債務者　岸本　順子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０５号
福岡市南区井尻１丁目27番６号
債務者　山田　　哲
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０９号
福岡市博多区吉塚３丁目20番32号
債務者　高島和洋子こと　陳　和洋子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２８号
福岡県春日市須玖北２丁目13番地フォレスタ春日103号
債務者　神田　知幸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４６号
福岡市西区愛宕南１丁目２番54―102号
債務者　稲尾　嘉人
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４９号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目18番３号
債務者　坂本　次生
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５７号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目80番地アパートメントニコレⅡ―206号
債務者　藤井百合子（旧姓志水）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲762番地
債務者　高口　勝寛
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７０号
福岡市東区香椎２丁目７番27号
債務者　山内　健司
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７１号
福岡市東区香椎２丁目７番27号
債務者　山内　露子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７２号
福岡県朝倉市甘木1800番地２
債務者　橋本　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７４号
福岡市早良区早良６丁目39番３号
債務者　野中　建吾
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光２丁目84番地セジュール紅葉101号
債務者　谷　　勇人
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９２号
福岡市西区拾六町団地４番21―105号
債務者　吉岡　真紀
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０５号
福岡市西区生の松原２丁目６番39―105号
債務者　木山　準一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２１４号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番11号アネックス志免Ａ205号
債務者　冨永　美幸
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３３号
福岡市城南区荒江団地１番502号
債務者　吉田　真衣
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４４号
福岡県大野城市川久保３丁目４番14号　大平紙業団地102号
債務者　草野　麻衣
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部